（削る）

4・5　（略）

6　指定介護予防訪問リハビリテーション（１回につき）

イ　（略）

ロ　介護予防訪問リハビリテーション費のイの注１から注７まで、注９、注10並びにロ及びハについては、適用しない。

（削る）

7　指定介護予防通所リハビリテーション（１月につき）

イ～ニ　（略）

ホ　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　選択的サービス複数実施加算(I)　432単位

(2)　選択的サービス複数実施加算(II)　630単位

ヘ　イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注１から注９まで及びロからリまでについては、適用しない。

ヘ　イからホまでについては、介護予防通所介護費のイの注１から注６まで及びロからリまでについては、適用しない。

4　指定介護予防訪問介護（１月につき）

利用者に対して、指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号及び第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第４条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、この別表第二の２を準用する。

5・6　（略）

7　指定介護予防訪問リハビリテーション（１回につき）

イ　（略）

ロ　介護予防訪問リハビリテーション費のイの注１から注５まで及び注７並びにロについては、適用しない。

8　指定介護予防通所介護（１月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第71号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、この別表第二の３を準用する。

9　指定介護予防通所リハビリテーション（１月につき）

イ～ニ　（略）

ホ　厚生労働大臣が定める基準第109号に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　選択的サービス複数実施加算(I)　432単位

(2)　選択的サービス複数実施加算(II)　630単位

ヘ　イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注１から注６まで及びロからチまでについては、適用しない。